

桜美林大学大学院通信教育課程規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 桜美林大学大学院通信教育課程（以下「本通信教育課程」という。）は、桜美林大学（以下「本学」という。）の建学の精神と目的に則り、本学大学院の通学課程に則して、主として通信の方法による正規の課程として開設し、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要な能力を養うことによって、広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする。

(目的達成の点検と評価)

第 2 条 本通信教育課程は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。

(課程)

第 3 条 本通信教育課程に、修士課程を置く。

- 2 博士課程の前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本通信教育課程修士課程の標準修業年限は 2 年とする。

- 2 在学年数は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。
- 3 学生が職業を有している等の事情により、第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 4 前項の規定が適用される場合においても、在学年数は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。
- 5 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

(研究科、専攻、学位プログラム及び定員)

第 5 条 本通信教育課程に、国際学術研究科国際学術専攻博士前期課程の大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程）を置く。入学定員は、国際学術研究科国際学術専攻博士前期課程の入学定員 230 人のうち 30 人、収容定員は、国際学術研究科国際学術専攻博士前期課程の収容定員 460 人のうち 60 人とする。

- 2 大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程）は、大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的として、教育研究を行う。

第 2 章 教 員

(教員)

第6条 本通信教育課程の授業及び研究指導は、本学の専任教員のうちから本通信教育課程の担当を命ぜられた者が行う。

2 前項のほか、必要な場合には、学内及び学外の適切な者を兼任教員、非常勤講師等に委嘱して授業を担当させることができる。

第7条 削除

第8条 削除

第3章 教育課程及び教育方法

(授業科目及び単位)

第9条 本通信教育課程における授業科目及びその単位数は、本学大学院学則の別表Ⅰのとおりとする。

(教育方法)

第10条 本通信教育課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

2 授業の方法は、次のいずれか、又はそれらの併用により行うものとする。

(1) 印刷教材等による授業

(2) 面接授業及びメディアを利用して行う授業

3 印刷教材等については、授業科目を担当する教員が指定するものとする。

4 研究指導については、定期的に対面や通信機器等を利用して行うものとする。

第4章 課程修了及び学位

(単位修得の認定)

第11条 履修科目の単位修得の認定については、本学大学院学則の定めるところによる。

(修了要件)

第12条 本通信教育課程修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関して、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第13条 本通信教育課程を修了した者には、修士（大学アドミニストレーション）の学位を授与する。

2 この規程に定めるもののほか、学位及びその授与に関し必要な事項は、本学学位規則に定める。

第5章 入学及び学籍の異動

(入学の時期)

第14条 本通信教育課程の入学の時期は、4月とする。但し、教育研究上支障がないときは、9月に入学を許可することがある。

(入学資格等)

第 15 条 本通信教育課程の入学資格、入学の出願、入学者の選考、入学の手続き、入学の許可、転入学、再入学については、本学大学院学則を準用する。

(休学、転学、留学、退学及び除籍)

第 16 条 本通信教育課程の休学、転学、留学、退学及び除籍については、本学学則を準用する。

2 本学学則第 50 条第 2 項にかかわらず、休学の期間は、在学中を通じて修士課程及び博士前期課程は 2 年を超えることはできない。

第 6 章 学 納 金

(学納金)

第 17 条 本通信教育課程の入学検定料、入学金、施設設備費、授業料の納入額は、本学大学院学則の別表Ⅱのとおりとする。

第 7 章 雑 則

(学則の準用)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、本通信教育課程に関し必要な事項は、本学大学院学則及び本学学則の規定を準用する。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、大学運営会議及び常務理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、本通信教育課程の国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程の収容定員漸減は、次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程	平成 20 年度	平成 21 年度
国際学研究科	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	40 人	0 人

- 3 第 13 条の規定にかかわらず、本通信教育課程の国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程を修了した者には、修士（大学アドミニストレーション）の学位を授与する。

- 4 本通信教育課程の国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程は、平成 20 年 4 月 1 日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本通信教育課程の国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程の廃止の時期は平成 24 年 3 月 31 日とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、本通信教育課程の国際学術研究科国際学術専攻博士前期課程の大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程）の収容定員漸増は、令和 3 年度国際学術研究科国際学術専攻博士前期課程の収容定員 230 人のうち 30 人、令和 4 年度国際学術研究科国際学術専攻博士前期課程の収容定員 460 人のうち 60 人とする。
- 3 第 5 条の規定にかかわらず、本通信教育課程の大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程の収容定員漸減は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	令和 3 年度	令和 4 年度
大学アドミニストレーション研究科	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	40 人	0 人

- 4 第 13 条の規定にかかわらず、本通信教育課程の大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程を修了した者には、修士（大学アドミニストレーション）の学位を授与する。
- 5 本通信教育課程の大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程は、令和 3 年 4 月 1 日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待つて廃止する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。